

信頼される教師を目指して

平成20年3月
香川県教育委員会

目 次

はじめに

教職員としてのサービスの在り方

1	教員の使命と職責	1
2	サービスの根本基準	1
3	職務上の義務と身分上の義務	1
4	懲戒処分の基準等	
	セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準の制定について	6
	職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準	7
	香川県教育委員会の懲戒処分等の公表基準	8
	県教育委員会に対する市町教育委員会の報告等について	9

校内研修について

1	不祥事防止のポイント	10
2	校内研修の工夫	11
3	服務規律に関する年間研修計画(案)	12

具体的な事例

1	体罰について	13
2	わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントについて	18
3	交通法規の遵守について	
	(1) 交通事故	24
	(2) 飲酒運転	28
	(3) その他の交通違反	31
4	個人情報の不適切な取扱い(漏えい)について	33
5	公金等の不正処理について	35

	チェックシート	37
--	---------	----

参考資料

問題行動を起こす児童生徒に対する指導について

(平成19年2月5日 文部科学省初等中等教育局長通知)

児童・生徒に対する体罰の根絶について

(平成10年7月13日 教育長通知)

運動部(体育)活動における体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止について

(平成13年7月16日 保健体育課長通知)

教職員の綱紀の保持について

(平成19年1月25日 教育長通知)

はじめに

学校教育は、児童生徒、保護者、地域の信頼がなければ成り立ちません。その信頼は、教職員一人一人の資質・指導力の向上に向けた不断の努力や、よりよい学校づくりに対する惜しみない努力など、学校に寄せられる期待に応えていく教職員の姿から培われるものです。

しかし、教職員の非違行為や不祥事は、こうした努力を一瞬にして葬り去り、信頼を根底から損なってしまふとともに、児童生徒の心に大きな傷を残し、学校に重大な汚点として記憶されることとなります。

こうしたことから、この度、すべての教職員が事例に学び、改めて自らの行動を点検するとともに、不祥事防止に努めるよう研修用資料を作成しました。

この研修用資料は、校内での研修の資料として活用いただけるよう、想定される事例をもとにチェックリストや関係法令・通知を加えまとめています。

各学校においては、不祥事防止に関する研修計画を策定し、その実施に努めているところですが、今後、この研修用資料も活用していただき、研修の充実を図るようお願いいたします。

教職員の事故の防止・根絶に向けて、管理職の適切な指導の下、教職員一人一人が自分のこととして受け止め、服務規律の遵守に努めることを強く願っています。

平成20年3月

香川県教育委員会

教職員としてのサービスの在り方

1 教員の使命と職責

教員は、教育を受ける者の人格の完成を目指し、その育成を促すという重要な職責を担うものであり、近年の社会の大きな変化、あるいは児童生徒の多様化といった実態に的確に対応するために、教員一人一人の資質の向上が求められているところである。

教育基本法（平成18年法律第120号）第9条に規定されているとおり、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 サービスの根本基準

地方公務員は、地方公務員法第30条に規定されているとおり、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。

特に教育公務員については、教員の職務と責任の特殊性に基づき、その身分取扱などについて、地方公務員法に対する特別法として教育公務員特例法が設けられている。

教育公務員特例法では、兼職及び他の事業等への従事制限、争議行為等の禁止、政治的行為の制限等について特別の規定を設けている。

県費負担教職員の任命権は、指定都市を除いて都道府県の教育委員会に属しているが、教職員は市町の公務員であり、県費負担教職員のサービスの監督は、市町教育委員会が行うことになっている。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条）

3 職務上の義務と身分上の義務

職務を遂行するにあたって守るべき職務上の義務と、職務遂行の有無にかかわらず、職員たる身分を有する限り、当然に守るべき身分上の義務がある。

地方公務員の義務についてまとめると、下記ようになる。

職務上の義務	サービスの宣誓（地公法第31条） 法令等に従う義務（地公法第32条） 職務専念の義務（地公法第35条）
身分上の義務	信用失墜行為の禁止（地公法第33条） 秘密を守る義務（地公法第34条） 政治的行為の制限（地公法第36条、教特法第18条） 争議行為等の禁止（地公法第37条） 営利企業等の従事制限（地公法第38条、教特法17条）

（注）地公法とは地方公務員法、教特法とは教育公務員特例法をさす。

<関係法令>

憲法

(公務員の性質)

第15条第2項 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

教育基本法

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

地方公務員法

(サービスの根本基準)

第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(サービスの宣誓)

第31条 職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(職務に専念する義務)

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(政治的行為の制限)

第36条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域(当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域)外において、第1号から第3号まで及び第5号に掲げる政治的行為をすることができる。

一 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

二 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

三 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

四 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

五 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3 何人も前2項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前2項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

（争議行為等の禁止）

第37条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

（営利企業等の従事制限）

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

教育公務員特例法

（兼職及び他の事業等の従事）

第17条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

（政治的行為の制限）

第18条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第36条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

国家公務員法

（政治的行為の制限）

第102条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄付金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

2 職員は、公選による公職の候補者となることができない。

3 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

人事院規則 14 - 7 (政治的行為)

(適用の範囲)

- 1 法及び規則中政治的行為の禁止又は制限に関する規定は、臨時的任用として勤務する者、条件付任用期間の者、休暇、休職又は停職中の者及びその他理由のいかんを問わず一時的に勤務しない者をも含むすべての一般職に属する職員に適用する。ただし、顧問、参与、委員その他人事院の指定するこれらと同様な諮問的な非常勤の職員(法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)が他の法令に規定する禁止又は制限に触れることなしにする行為には適用しない。
- 2 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は、すべて、職員が、公然又は内密に、職員以外の者と共同して行う場合においても、禁止又は制限される。
- 3 法又は規則によつて職員が自ら行うことを禁止又は制限される政治的行為は、すべて、職員が自ら選んだ又は自己の管理に属する代理人、使用人その他の者を通じて間接に行う場合においても、禁止又は制限される。
- 4 法又は規則によつて禁止又は制限される職員の政治的行為は、第6項第16号に定めるものを除いては、職員が勤務時間外において行う場合においても、適用される。

(政治的目的の定義)

- 5 法及び規則中政治的目的とは、次に掲げるものをいう。政治的目的をもつてなされる行為であつても、第6項に定める政治的行為に含まれない限り、法第102条第1項の規定に違反するものではない。
 - 一 規則14-5に定める公選による公職の選挙において、特定の候補者を支持し又はこれに反対すること。
 - 二 最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査に際し、特定の裁判官を支持し又はこれに反対すること。
 - 三 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること。
 - 四 特定の内閣を支持し又はこれに反対すること。
 - 五 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること。
 - 六 国の機関又は公の機関において決定した政策(法令、規則又は条例に包含されたものを含む。)の実施を妨害すること。
 - 七 地方自治法(昭和22年法律第67号)に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと。
 - 八 地方自治法に基く地方公共団体の議会の解散又は法律に基く公務員の解職の請求に関する署名を成立させ若しくは成立させず又はこれらの請求に基く解散若しくは解職に賛成し若しくは反対すること。

(政治的行為の定義)

- 6 法第102条第1項の規定する政治的行為とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 政治的目的のために職名、職権又はその他の公私の影響力を利用すること。
 - 二 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し又は提供せずその他政治的目的をもつなんらかの行為をなし又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益を得若しくは得ようと企て又は得させようとするところあるいは不利益を与え、与えようと企て又は与えようとおびやかすこと。
 - 三 政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はなんらの方法をもつてするを問わずこれらの行為に関与すること。
 - 四 政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払うこと。
 - 五 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参加し若しくはこれらの行為を援助し

- 又はそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割をもつ構成員となること。
- 六 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること。
 - 七 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること。
 - 八 政治的目的をもつて、第5項第1号に定める選挙、同項第2号に定める国民審査の投票又は同項第8号に定める解散若しくは解職の投票において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること。
 - 九 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること。
 - 十 政治的目的をもつて、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し若しくは指導し又はこれらの行為を援助すること。
 - 十一 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。
 - 十二 政治的目的を有する文書又は図画を国又は特定独立行政法人の庁舎（特定独立行政法人にあつては、事務所。以下同じ。）施設等に掲示し又は掲示させその他政治的目的のために国又は特定独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。
 - 十三 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示し若しくは配布し又は多数の人に対して朗読し若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること。
 - 十四 政治的目的を有する演劇を演出し若しくは主宰し又はこれらの行為を援助すること。
 - 十五 政治的目的をもつて、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること。
 - 十六 政治的目的をもつて、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し又は表示すること。
 - 十七 なんらの名義又は形式をもつてするを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。

4 懲戒処分等の基準

セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準の制定について
(平成17年11月22日 教育長通知)

セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準

香川県教育委員会

この基準は、香川県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員、県立学校に勤務する教職員及び市町(学校組合)立の小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員(以下「職員」という。)がセクシュアル・ハラスメント等(以下「非違行為」という。)を行った場合の標準的な懲戒処分の基準を明記することにより、職員にさらなる自覚を促すとともに、非違行為の防止を図り、県民の教育に対する信頼を確保しようとするものである。

第1 基本事項

この基準は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。

具体的な処分の決定に当たっては、当該職員の職責、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮のうえ判断する。

第2 基準

1 セクシュアル・ハラスメント

- (1) セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (2) セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合は、免職又は停職とする。

「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場や学校(以下「職場等」という。)における性的な言動及び他の職員、児童生徒等を不快にさせる職場等の外における性的な言動をいい、わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等がこれにあたる。

懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるときは、懲戒処分以外の訓告等の措置を行うことができる。

2 わいせつな行為

- (1) わいせつな行為を行った職員は、免職、停職又は減給とする。
- (2) 児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員は、免職とする。

「わいせつな行為」とは、

- ・ 刑法
- ・ 軽犯罪法
- ・ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
- ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律
- ・ 香川県青少年保護育成条例
- ・ 香川県迷惑行為等防止条例 などに違反するわいせつな行為等をいう。

3 体罰

- (1) 体罰により、児童生徒に軽傷を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

- (2) 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重傷を負わせた職員は、免職又は停職とする。
- (3) 体罰を常習的に行った職員は、停職、減給又は戒告とする。
「重傷」とは、体罰によって負傷し、30日以上の治療を要する場合をいう。
「軽傷」とは、体罰によって負傷し、30日未満の治療を要する場合をいう。

4 監督責任

- (1) 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者として指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。
- (2) 部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

5 施行日

この基準は平成17年11月22日から施行する。

職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準

(平成18年10月31日 教育長通知)

職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準

1 趣 旨

この懲戒処分の基準は、職員が率先垂範して交通法規を遵守し、安全運転に徹して交通事故防止に努めることを目的に定める。

2 基 準

- (1) 飲酒運転(酒気帯び運転を含む)をした職員は免職又は停職とする。この場合において、人を死亡させた場合は、免職とする。
- (2) 飲酒運転(酒気帯び運転を含む)となることを知りながら、同乗し又は飲酒を勧めた職員は、免職又は停職とする。
- (3) 著しい速度超過違反により、交通事故を起こした職員は停職、減給又は戒告とする。この場合において、人を死亡させ、又は重傷を負わせた職員は、免職又は停職とする。
- (4) 交通事故で人を死亡させた職員は、停職又は減給とする。この場合において、その職員の過失が重大である場合には、免職又は停職とする。
- (5) 交通事故で人に重傷を負わせた職員は、戒告とする。この場合において、その職員の過失が重大である場合には、停職又は減給とする。
- (6) 交通事故を起こした場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反を行った職員は、免職又は停職とする。

(注)1 処分を行うに際しては、事故の発生原因及び発生状況、当該職員の職責等も考慮の上判断するものとする。

2 交通事故及び交通違反等の報告を怠った場合には、量定を加重し、処分を行うものとする。

3 適 用

この基準は、平成18年11月1日から適用する。

香川県教育委員会の懲戒処分等の公表基準

平成18年6月16日

香川県教育委員会の懲戒処分等の公表基準

1 目的

この公表基準は、公務員倫理の確立と情報公開の観点から、香川県教育委員会が行った懲戒処分等を公表することにより、公務員としての自覚の徹底及び不祥事の再発防止を図り、もって、教育行政に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

2 公表の対象となる懲戒処分等

- (1) 地方公務員法に基づく免職、停職、減給、戒告の懲戒処分
- (2) 地方公務員法に基づく休職の分限処分(刑事事件に関し起訴された場合に限る)
- (3) 上記(1)に関連した事案に係る書面訓告等の措置(監督責任に係る措置は、所属長の職務怠慢などの場合に限る。)
- (4) 上記(3)以外の書面訓告等の措置で、社会に及ぼす影響が著しい事案

3 公表する内容

公表する内容は、個人が識別されない内容のものとするを基本として、被処分者の所属の区分(事務局、学校以外の教育機関、市・郡名等を表示した公立小・中学校(県立を除く)及び県立学校)とするほか、職階、年齢、性別、事件の概要、処分内容、処分時期とする。

なお、県立学校については、学校名が特定されない場合は、県立高校と表示する。

ただし、収賄事件、詐欺又は横領事件など非行内容が重大であり、警察等で所属や氏名などが公にされている場合など、社会に及ぼす影響が著しい場合は、所属、氏名を公表する。

4 公表の例外

被害者が事件を公表しないよう求めるとき、又は公表により被害者が特定される可能性が大きい場合など、被害者の人権に十分配慮する必要がある場合は、公表しない。

5 公表時期又は方法

- (1) 懲戒処分等を行った後、速やかに公表する。
- (2) 公表は、記者発表又は、資料提供により行う。

県教育委員会に対する市町教育委員会の報告等について
(平成17年11月21日 教育長通知)

17教義第17928号
平成17年11月21日

各市町(学校組合)教育委員会教育長 殿

香川県教育委員会教育長
(公印省略)

県教育委員会に対する市町教育委員会の報告等について(通知)

標記の件については、香川県教育委員会に対する市町教育委員会の報告等に関する規則(昭和35年9月5日教育委員会規則第15号。以下「規則」という。)に定めておりますが、規則第2項第5号に規定する「学校において学校教育に関する重大又は異例に属する事件が生じたとき。」については、今後、下記に留意して報告願います。

なお、各市町教育委員会で定めている「管理運営に関する規則」にも、校長から市町教育委員会教育長に対する報告等について規定されておりますが、下記の趣旨に則り、適切な運用がなされるよう御指導願います。

記

規則第2項第5号に規定する「学校において学校教育に関する重大又は異例に属する事件」については、体罰、セクシュアル・ハラスメントに関することは、事件の軽重にかかわらず、必ず報告することとする。

校内研修について

1 不祥事防止のポイント

「意識」と「行動」

教職員の不祥事を未然に防止するためには、教職員一人ひとりが、この問題を自らの問題として受け止め、意識を高めるとともに、自らの行動を律することが大切である。

「意識」を高めていくためには

教育公務員としての自覚を持つこと

教職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない地方公務員であるとともに、教育を通じて全体に奉仕する教育公務員である。このことをしっかりと自覚したい。「誰も見ていないから大丈夫」「こんなことは誰でもしている」という気持ちよりも、採用の際に「サービスの宣誓」をしたときの気持ちを忘れないよう心がけていくことが大切である。

教職員同士で意識を高めていくこと

教育公務員としての自覚は、教職員同士が意識をしあいながら高めていくことも必要である。「教育委員会からいわれたから」「校長からいわれたから」守らなければならないということではなく、一人の不用意な行為が教職員の信用を傷つけ、あるいは教職員全体の不名誉となることがあることを踏まえて、教職員同士がお互いに意識を高め合う雰囲気を作っていくことが大切である。

「行動」を律するために

守らなければならないことを正しく理解すること

教職員は、意識を高めていくことと同時に、自らの行動を律していくことが大切である。教職員として、しなければいけないことは何か、してはいけないことは何かについて、正しい知識を身に付け、理解し、それを自らの行動に結びつけていかなければならない。そのためには、校内研修等を通じて、法令等の理解を深めていくことが必要である。

2 校内研修の工夫

職員会議等において管理職からの指導のみでは、十分時間がとれなかったり、何度も同じ指導をすることで、かえって不祥事防止の意識が低下するなどの問題点が挙げられる。

そこで、各学校では、以下のような工夫を積極的に取り入れ研修の充実を図ることが望ましい。

<校内研修の工夫例>

運営の工夫

- ・管理職の指導中心の研修から教職員が運営する研修へ運営方法を変える。
- ・コンプライアンス推進委員会を立ち上げ、委員会主導で研修を進める。
- ・校務分掌ごとにコンプライアンスに対する取組方法を考える。
- ・通知文を配布するだけでなく、一人一人輪読し共通理解を図る。

具体的な事例の紹介

- ・県内で起った事案や類似の事案など、具体的な事例を基に説明する。

外部講師を招いての講話

- ・現職の警察官から道路交通法やわいせつ行為などの事例を学ぶ。

体験的な研修

- ・ロールプレイを取り入れる。
- ・グループに分かれてディベートを行う。

グループ討議

- ・小グループに分かれての事例分析、討議を行う。
- ・自分のひやりとした体験やふだんから心がけていること等を発表しあう。

ワークシートを作成

- ・何が原因か、不祥事を起こした場合の影響、その結果どうなったか、未然に防ぐための方法等を記述する。

チェックリストを作成

- ・学校独自のチェックリストを作成する。

ファイリングして保存

- ・通知文や研修資料を各教職員が専用ファイリングして活用する。

決意表明

- ・全教職員の連名で決意表明書を作成し、保護者、地域に情報発信する。

3 服務規律に関する年間研修計画（案）

校内研修をより効率的・効果的に実施するために年間研修計画を立てることが肝要であり、ここでは一例を示している。

あくまでも参考例であり、各学校においては、学校の実態等に合わせて、実施内容や時期を定めて計画的に取り組むことが大切である。

年間研修計画の例

月	研修内容	対象	備考
4	教育公務員としてのサービスの在り方について	若年教員 転入者	<ul style="list-style-type: none"> ・「服務規則」等を活用 ・個人情報の取扱いに関する校内規程等の配布、周知 ・生徒指導の在り方について共通理解を図る。 ・「懲戒処分の基準」の配布、周知 ・児童生徒へ相談窓口の周知・「学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する指針」の活用
	個人情報の取扱いについて	若年教員 転入者	
	体罰の禁止について	全教職員	
	セクハラ、わいせつ行為の禁止について	全教職員	
5	不祥事の防止とメンタルヘルスについて	全教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業前に通知文等を活用し実施
6	交通事故・違反の防止について ・交通事故について	全教職員	
7	教職員の綱紀の保持と服務規律等の確保について	全教職員	
8	服務規律の確保に向けての法規研修	全教職員	
9	交通事故・違反の防止について ・交通違反（速度超過違反、無免許運転等）について	全教職員	
10	事例研究	全教職員	
11	交通事故・違反の防止について ・交通事故、飲酒運転について	全教職員	
12	教職員の綱紀の保持と服務規律等の確保について	全教職員	・冬季休業前に通知文等を活用し実施
1	事例研究	全教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞記事等を活用 ・研修の成果と自己評価 ・次年度に向けての目標設定
2			
3	研修のまとめ ・自己評価 ・今後の取組について	全教職員	

具体的な事例

1 体罰について

児童生徒に対する体罰は、学校教育法により禁止されており、いつ、いかなる場合にも決してあってはならない行為である。また、教員に対する社会の信頼を損なうものであり、ひいては学校教育全体に対する不信を招くこととなる行為である。

教育は、教師と児童生徒との信頼関係が基盤にあって成立するものであり、児童生徒の指導においては、深い愛情を持ち、正しい児童生徒理解に立って信頼関係を築き、心で受け止める「心対心」の指導が大切である。

【事例】

部活動の指導中、練習態度が悪かった男子生徒に注意をしたが、態度を改めなかったため、男子生徒の頬を平手で1回叩き、鼓膜損傷で全治1週間の怪我を負わせた。

<問われる責任>

(1) 身分上の責任(考えられる懲戒処分等)

戒告(地公法第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、
地公法第33条 信用失墜行為の禁止)

セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準

3 体罰

- (1) 体罰により、児童生徒に軽傷を負わせた職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (2) 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重傷を負わせた職員は、免職又は停職とする。
- (3) 体罰を常習的に行った職員は、停職、減給又は戒告とする。
「重傷」とは、体罰によって負傷し、30日以上の治療を要する場合をいう。
「軽傷」とは、体罰によって負傷し、30日未満の治療を要する場合をいう。

(2) 刑事責任

傷害罪(刑法第204条) 暴行罪(刑法第208条)に該当することがある。

(3) 民事責任

保護者等から損害賠償を請求されることがある。

<他の事例>

A教諭は、集団宿泊学習で就寝時間を過ぎて部屋で騒いでいるグループを見つけた。他の生徒の就寝のじゃまになると思った教諭は、騒いでいた男子数名を部屋の外に出し、正座させた。一部の者は指導を聞こうとせずに反抗的な態度をとったため、思わずかっとなり、頬を平手で1回ずつ叩いた。

A教諭は児童の授業態度の改善を図るため、強い口調で説諭したが、児童は素直に聞き入れようとしなかったため、児童の頬を1回平手で叩いた。

<参考 1>

「問題を起こす児童生徒に対する指導について」

(平成19年2月5日 文部科学省初等中等教育局長通知)

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許されないとは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの(昭和56年4月1日東京高裁判決)「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの(昭和60年2月22日浦和地裁判決)などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
放課後等に教室に残留させる。(用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎて長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる)
授業中、教室内に起立させる。
学習課題や清掃活動を課す。
学校当番を多く割り当てる。
立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰に該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

2 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- (1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- (2) 他方、授業中、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- (3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- (4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

<参考2>

体罰根絶のための心得

- (1) 児童・生徒の指導においては、何よりも深い愛情を持ち、正しい児童・生徒理解に立って信頼関係を築き、心で受け止める対応が大切であり、指導の手段として体罰を用いることは、教員としての責務を自ら放棄するものであること。
- (2) 児童・生徒に懲戒を行う場合には、教育上の必要に基づいて適切な配慮のもと、慎重かつ厳正になされることが必要であり、いやしくも一時の感情に支配されて軽率な行為をすることがあってはならないこと。
- (3) 各学校においては、教員の常日ごろの児童・生徒に対する指導状況を把握し、必要に応じて個別の適切な指導を行うなど、体罰が起きないように具体的な対応を図ること。
- (4) 運動部の指導においては、大会で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いたり体罰的行為を招くことがないように、校長をはじめ運動部の担当教員などによる指導組織を確立し、連携を図りながら、活動状況等の実態を十分掌握すること。

「児童・生徒に対する体罰の根絶について(平成10年7月13日 教育長通知)」より抜粋

<参考3>

「児童懲戒権の限界について」(昭和23年12月22日 法務庁長官回答)

1 学校教育法第11条にいう「体罰」とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する。すなわち

- (1) 身体に対する侵害を内容とする懲戒 - なぐる・けるの類 - がこれに該当することはいうまでもないが、さらに
- (2) 被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。たとえば端坐・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるというような懲戒は体罰の一種と解せられなければならない。

2 しかし、特定の場合が右の(2)の意味の「体罰」に該当するかどうかは、機械的に判定することはできない。たとえば、同じ時間直立させるにしても、教室内の場合と炎天下または寒風中の場合とでは被罰者の身体に対する影響が全く違うからである。それ故に、

当該児童の年齢・健康・場所的および時間的環境等、種々の条件を考え合わせて肉体的苦痛の有無を制定しなければならない。

3 放課後教室に残留させることは、前記1の定義からいって、通常「体罰」には該当しない。ただし、用便のためにも室外に出ることを許さないとか、食事時間を過ぎて長く留めおくとかいうことがあれば、肉体的苦痛を生じさせるから、体罰に該当するであろう。

4 右の、教室に残留させる行為は、肉体的苦痛を生じさせない場合であっても、刑法の監禁罪の構成要件を充足するが、合理的な限度をこえない範囲内の行為ならば、正当な懲戒権の行使として、刑法35条により違法性が阻却され、犯罪は成立しない。合理的な限度をこえてこのような懲戒を行えば、監禁罪の成立をまぬかれない。

つぎに、然らば右の合理的な限度とは具体的にどの程度を意味するのか、という問題になると、あらかじめ一般的な標準を立てることは困難である。個々の具体的な場合に、当該の非行の性質、非行者の性行および年齢、留め置いた時間の長さ等、一切の条件を総合的に考察して、通常理性をそなえた者が当該の行為をもって懲戒権の合理的な行使と判断するであろうか否かを標準として決定する外はない。

<参考4>

「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得」(昭和24年8月2日 法務府発表)

- (1) 用便に行かせなかったり食事時間が過ぎても教室に留め置くことは肉体的苦痛を伴うから体罰となり、学校教育法に違反する。
- (2) 遅刻した生徒を教室に入れず、授業を受けさせないことは例え短時間でも義務教育では許されない。
- (3) 授業時間中怠けた、騒いだからといって生徒を教室外に出すことは許されない。教室内に立たせることは体罰にならない限り懲戒権内として認めてよい。
- (4) 人の物を盗んだり、こわしたりした場合など、こらしめる意味で、体罰にならない程度に、放課後残しても差支えない。
- (5) 盗みの場合などその生徒や証人を放課後訊問することはよいが自白や供述を強制してはならない。
- (6) 遅刻や怠けたことによって掃除当番などの回数を多くするのは差支えないが、不当な差別待遇や酷使はいけなない。
- (7) 遅刻防止のための合同登校は構わないが軍事教練的色彩を帯びないように注意すること。

<関係法令・通知文等>

学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

地方公務員法

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない

ない。

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

刑法

(傷害)

第204条 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(暴行)

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は勾留若しくは科料に処する。

民法

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

国家賠償法

(公務員の加害行為に基く損害賠償責任・その公務員に対する求償権)

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

児童・生徒に対する体罰の根絶について(平成10年7月13日 教育長通知)

現職教育用資料(生徒指導) 「心対心」の教育の在り方について - 体罰防止の取り組みに向けて - (平成10年10月 香川県教育委員会)

運動部(体育)活動における体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止について
(平成13年7月16日 保健体育課長通知)

県教育委員会に対する市町教育委員会の報告等について
(平成17年11月21日 教育長通知)

セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準の制定について
(平成17年11月22日 教育長通知)

問題行動を起こす児童生徒に対する指導について
(平成19年2月5日文部科学省初等中等教育局長通知)

2 わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントについて

教職員は児童生徒を健全に育成する立場にあり、自らが児童生徒に対して加害者となるような行為は決して行ってはならず、許されないものである。

わけても、児童生徒に対するわいせつな行為は、極めて悪質で学校教育に対する信頼を著しく傷つける、弁解の余地のない行為である。

セクシュアル・ハラスメントについては、対象となった教職員、児童生徒及び保護者等の個人としての尊厳を傷つけ、就労上又は修学上の環境に様々な悪影響を及ぼすものであり、その未然防止を図るとともに、学校の構成員としてセクシュアル・ハラスメントのない就労上及び修学上の適正な環境の維持・確立に努める必要がある。

【事例1】

A教諭は、女子トイレにおいて、女性を盗撮しようとし、逮捕された。

<問われる責任>

(1) 身分上の責任(考えられる懲戒処分等)

懲戒免職(地公法第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、
地公法第33条 信用失墜行為の禁止)

セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準

2 わいせつな行為

- (1) わいせつな行為を行った職員は、免職、停職又は減給とする。
- (2) 児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員は、免職とする。

「わいせつな行為」とは、

- ・刑法
- ・軽犯罪法
- ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
- ・ストーカー行為等の規制等に関する法律
- ・香川県青少年保護育成条例
- ・香川県迷惑行為等防止条例 などに違反するわいせつな行為等をいう。

懲戒免職になった場合、教育職員免許法第10条の規定により免許状はその効力を失う。

(2) 刑事責任

事案の状況によっては、香川県迷惑行為等防止条例違反に問われることになる。

(3) 民事責任

相手方から損害賠償を請求されることがある。

<他の事例>

18歳に満たない少女とホテルに入った。

【事例 2】

A 教諭は複数の女子生徒に対して「好意を持っている」などの発言をし、体を近づけるなどの行為を行った。女子生徒は精神的なショックで A 教諭の授業を受けることができなくなった。

<問われる責任>

(1) 身分上の責任 (考えられる懲戒処分等)

戒告 (地公法第 3 2 条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、
地公法第 3 3 条 信用失墜行為の禁止)

セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準

1 セクシュアル・ハラスメント

- (1) セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (2) セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合は、免職又は停職とする。
懲戒処分を行わないことに相当の理由があると認められるときには、懲戒処分以外の訓告等の措置を行うことができる。

(2) 刑事責任

事案の状況によっては、刑法の強制わいせつ罪や強姦罪、香川県青少年保護育成条例違反に問われることになる。

(3) 民事責任

相手方から損害賠償を請求されることがある。

<他の事例>

A 教諭は、授業中に性的な冗談を言ったり、女子生徒の外見や容姿に関する発言を行い、A 教諭の発言を不快に思っている生徒からやめてほしいと抗議があった。

B 教諭は、女子児童をしばしば膝の上に抱きかかえる行為を行っていた。女子児童は喜んでるように思えたが、女子児童の保護者からやめてほしいと抗議を受けた。

<参考1>

セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

性的な関心、欲求に基づくもの

スリーサイズを聞く、卑猥な冗談、性的な風評、からかい、ヌードポスター等を職場に貼る、身体を執拗に眺め回す、食事やデートにしつこく誘う、性的内容の手紙やメールを送りつける、身体に不必要に接触する、不必要な個人指導を行う等

性別により差別しようという意識等に基づくもの

女には・・・、男のくせに・・・、人格を認めない呼び方等、女性であるというだけなのでのお茶くみや掃除の強要等

基本的な心構え

性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要である。

相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さない。

セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らない。

児童等の保護者など、職務に従事する際に接することとなる関係者との関係にも注意しなければならない。

児童等が対象となるセクシュアル・ハラスメントの防止等のために、児童等がこの趣旨を理解するよう努める必要があり、その際、児童等の心身の発達段階等を考慮し、実状に応じた適切な指導を行い、必要かつ適正な教育活動が確保されるよう、適切な配慮が望まれる。

「学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針について（平成12年2月1日 教育長通知）」より抜粋

<参考2>

運動部（体育）活動におけるセクシュアル・ハラスメントについて

運動部（体育）活動は、教育活動の中にあって、体力の向上や健康の増進を図る重要な活動である。その活動においては、指導上必要な身体への接触や露出の多い服装の着用等、他の教育活動とは異なる特殊な状況が生じるため、生徒と指導者との信頼関係のもと、適切な指導が行われるよう配慮する必要がある。

運動部（体育）活動の指導者は、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動がないかどうか、常に自らの行動を律し、確認することが求められる。

また、「これくらいなら、指導者と生徒の関係で許される」という指導者の勝手な思い込みからセクシュアル・ハラスメントとして問題になることが考えられる。また、生徒が納得しても保護者の立場に立つと納得できない状況もあることを十分に認識し、その指導にあたっては、事前にその方法や効果、ねらい等について十分説明し、理解を得ておくことが大切である。

運動部（体育）活動において、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

（１）性的な内容の発言関係

性的な欲求に基づくもの

- ・ 身体的特徴や性的な関心を話題にすること
- ・ 卑猥な発言をすること

性別をもとに差別しようとする意識等に基づくもの

- ・ 「男のくせに・・・」「女のくせに・・・」などと発言すること
- ・ 容姿、体型等により生徒の嫌がるニックネームでよぶこと

（２）性的な行動関係

身体接触を伴う技術指導

- ・ 本人や周囲の者が不快に感じる姿勢での接触
- ・ 必要以上の長時間の接触

生徒の体を執拗にながめ回す行為

（３）特別扱いが男女の関係を想起させる行為

他の生徒とは異なった不適切な時間や場所で特別に個別指導をすること

「運動部（体育）活動における体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止について（平成13年7月16日 保健体育課長通知）」より抜粋

<関係法令・通知文等>

地方公務員法

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

刑法

（公然わいせつ）

第174条 公然とわいせつな行為をした者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（強制わいせつ）

第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（強姦）

第177条 暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

（定義）

第2条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はそ

の供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をすることをいう。

二 児童に対する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）又は児童をその支配下に置いている者

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの（児童買春）

第4条 児童買春をした者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

香川県青少年保護育成条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。

（淫行または猥せつ行為等の禁止）

第16条 何人も、青少年に対し、淫行または猥せつの行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、またはこれを見せてはならない。

第22条 第16条の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

香川県迷惑行為等防止条例

（卑わいな行為の禁止）

第3条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）公共の場所又は公共の乗物において、人の性的しゅう恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、衣服の上から又は直接、人の身体に触れること。

（2）人の性的しゅう恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような方法で、公共の場所又は公共の乗物にいる人の衣服で覆われている下着又は身体を見、又は撮影すること（次号に規定する方法により行われる場合及び第4号に規定する場所にいる人に対して行われる場合を除く。）

（3）正当な理由がないのに、写真機等を使用して衣服を透かして見る方法により、公共の場所又は公共の乗物にいる人の衣服で覆われている下着又は身体を見、又は撮影すること（次号に規定する場所にいる人に対して行われる場合を除く。）

（4）正当な理由がないのに、公衆が利用できる場所であり、かつ、浴場、便所、更衣室その他人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所の人の姿態を撮影すること。

（5）前各号に掲げるもののほか、公共の場所又は公共の乗物において、公衆に対し、人の性

的しゅう恥心を著しく害し、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をすること。
民法

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

教育職員免許法

(失効)

第10条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

一 第5条第1項第3号、第4号又は第7号に該当するに至つたとき。

二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。

2 前項の規定により免許状が失効した者は、すみやかに、その免許状を免許管理者(当該免許状を有する者が教育職員である場合にあつてはその者の勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会、当該者が教育職員以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。以下同じ。)に返納しなければならない。

ストーカー行為等の規制等に関する法律

学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針について
(平成12年2月1日 教育長通知)

県教育委員会に対する市町教育委員会の報告等について
(平成17年11月21日 教育長通知)

セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準の制定について
(平成17年11月22日 教育長通知)

3 交通法規の遵守について

(1) 交通事故

交通事故は、被害者の心身に苦痛を与えるのみならず、加害者として事故処理に多大の労力、経済的負担を要し、職務に影響を及ぼすこともあるとともに、公務員としての信用を傷つける非行として社会的批判を受けることとなる。

交通安全教育を推進する立場にある者として、交通法規の遵守に努め、交通事故の根絶を期し、安全運転を心がける必要がある。

【事例】

A教諭は自家用車を運転し、学校から帰宅している途中、考え事をしていて、信号機をよく確かめずに交差点に進入し、そのとき、青信号で右方から直進してきた自動車と出会い頭に衝突し、運転手に加療約2ヶ月を要する重傷を負わせた。

<問われる責任>

(1) 身分上の責任（考えられる懲戒処分等）

戒告（地公法第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、
地公法第33条 信用失墜行為の禁止）

教職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準

2 基準

- (3) 著しい速度超過違反により、交通事故を起こした教職員は停職、減給又は戒告とする。この場合において、人を死亡させ、又は重傷を負わせた教職員は、免職又は停職とする。
- (4) 交通事故で人を死亡させた教職員は、停職又は減給とする。この場合において、その教職員の過失が重大である場合には、免職又は停職とする。
- (5) 交通事故で人に重傷を負わせた教職員は、戒告とする。この場合において、その教職員の過失が重大である場合には、停職又は減給とする。

(2) 行政責任（道路交通法による）

運転免許証の違反点数：11点

〔基礎点数 2点：信号無視（赤色）
付加点数 9点：治療期間が30日以上3ヶ月未満の事故〕
60日間の免許停止処分（過去3年間行政処分歴がない場合）

(3) 刑事責任

自動車運転過失致死傷罪（刑法第211条第2項）該当

刑罰：7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金

なお、禁錮以上の刑に処せられた場合は、それが執行猶予付きのものであっても地方公務員法第16条第2項に該当し、同法第28条第4項の規定により、失職となる。

(4) 民事責任

被害者に対して、車両の修理費や治療費、慰謝料等の損害賠償責任を負う。

<他の事例>

帰宅途中、信号機のない交差点を歩いて渡っていた人をはね、死亡させた。

<参考 1> 教職員及び事務局職員の交通事故による過去の懲戒処分件数

17年度	減給 1/10	2月	1件
	戒告		2件
18年度	減給 1/10	1月	1件
	戒告		3件
19年度	戒告		3件

(処分原因はすべて、赤色等信号無視(看過)による。)

<参考 2> 交通事故発生状況

平成17、18年度に本県の教職員が交通事故により懲戒処分及び矯正措置となった事案について、事故発生状況を調べたところ、次のような結果であった。

- (1) 時間別発生状況では、通勤時間帯に発生しているが、特に帰宅途中が多い。
- (2) 曜日別発生状況では、週明けの月曜日から水曜日が多い。
- (3) 原因別発生状況では、漫然とした運転(信号無視、前方不注意、交差点徐行、右折時注意)による事故が特に多い。

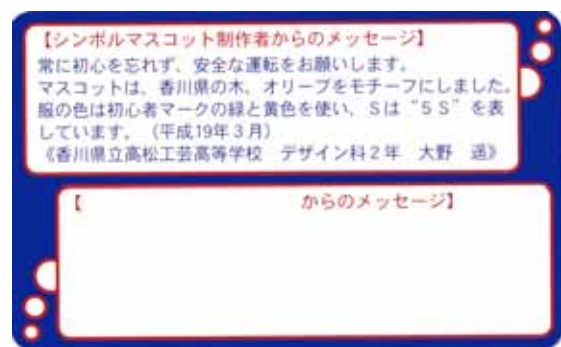
このことから、特に、交差点及び交差点付近では漫然と運転することなく、信号機の信号表示をしっかりと目視し、安全運転に心がける必要がある。

<参考 3> 「交通安全推進宣言」カード

交通安全に対するより一層の意識啓発を図るため、「交通安全推進宣言」カードを作成した。このカードの表面には、交通事故を防止するため、香川県警が重点を置いて取り組んでいる“5S”から確認事項を引用し、高校生が制作したシンボルマスコットを表記している。裏面には、シンボルマスコットを制作した高校生からのメッセージを記載するとともに、家族や友人などからの交通安全に関するメッセージが記載できるようにしている。



<表>



<裏>

<関係法令・通知文等>

地方公務員法

(欠格事項)

第16条 次の各号の一に該当する場合は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

二 禁錮以上の刑に処され、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(降任、免職、休職等)

第28条

4 職員は、第16条各号(第三号を除く。)の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職、又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

道路交通法

(信号機の信号等に従う義務)

第7条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等(前条第1項後段の場合においては、当該手信号等)に従わなければならない。

(追越しを禁止する場所)

第30条 車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両(軽車両を除く。)を追い越すため、進路を変更し、又は前車の側方を通過してはならない。

1 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂

2 トンネル(車両通行帯の設けられた道路以外の道路の部分に限る。)

3 交差点(当該車両が第36条第2項に規定する優先道路を通行している場合における当該優先道路にある交差点を除く。)、踏切、横断歩道又は自転車横断帯及びこれらの手前の側端から前に30メートル以内の部分

(横断歩道等における歩行者等の優先)

第38条 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯(以下この条において「横断歩道等」という。)に接近する場合には、当該横断歩道等を通ずる際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車(以下この条において「歩行者等」という。)がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。)で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

(整備不良車両の運転の禁止)

第62条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第3章若しくはこれに基づく命令の規定(道路運送車両法の規定

が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第114条第2項の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。)又は軌道法第14条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等(次条第1項において「整備不良車両」という。)を運転させ、又は運転してはならない。

(免許の条件)

第91条 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、必要な限度において、免許に、その免許に係る者の身体の状態又は運転の技能に応じ、その者が運転することができる自動車等の種類を限定し、その他自動車等を運転するについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

刑法

(危険運転致死傷)

第208条の2 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで四輪以上の自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。

2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に見放し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。

(業務上過失致死傷等)

第211条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準(平成18年10月31日 教育長通知)

(2) 飲酒運転

飲酒運転は、運転者の故意によるものであり、信用失墜行為に当たるのはもちろん、公務員として断じてあってはならない行為である。前夜の飲酒の場合でも、飲酒量や経過時間によっては、飲酒運転に該当することがある。翌日に運転が予定されている場合は、酒量を控えたり、早めに切り上げたりするとともに、体調が悪いときは、運転しないなどの自覚と節度ある行動が求められる。

平成18年11月1日から「職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準」を改正し、事故を伴わなくても飲酒運転をした教職員や飲酒運転となることを知りながら同乗し、又は飲酒を勧めた教職員に対する処分基準を明記した。

【事例】

A教諭は、飲食店からの帰りは代行運転で帰る予定にし、自家用車を運転して飲食店まで行った。飲食店でビールを数杯飲んだ後、それほど酔っていないと過信し、自家用車を運転して帰宅する途中、酒気帯び運転で検挙された。

<問われる責任>

(1) 身分上の責任（考えられる懲戒処分等）

停職（地公法第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、
地公法第33条 信用失墜行為の禁止）

教職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準

2 基準

- (1) 飲酒運転（酒気帯び運転を含む）をした教職員は免職又は停職とする。この場合において、人を死亡させた場合は、免職とする。
- (2) 飲酒運転（酒気帯び運転を含む）となることを知りながら、同乗し又は飲酒を勧めた教職員は、免職又は停職とする。

(2) 行政責任（道路交通法による）

運転免許証の違反点数

- ・酒酔い運転 25点
- ・酒気帯び運転 6点 / 13点

免許停止処分又は免許取消処分に該当する。

(3) 刑事責任

道路交通法違反により懲役又は罰金

(4) 民事責任

人身事故を伴った場合は、被害者に対して、車両の修理費だけでなく治療費、慰謝料等の損害賠償責任を負う。

<他の事例>

酒気を帯びた状態で自動車を運転し、信号機のない交差点で一旦停止をせず直進しようとした際、右方からきた自動車と衝突し、相手方に全治20日間の怪我を負わせた。

<参考 1> 教職員及び事務局職員の飲酒運転による過去の懲戒処分件数

17年度	停職6月(酒気帯び交通事故)	1件
18年度	停職6月(酒気帯び物損事故)	1件
	停職12月(酒気帯び検挙)	1件

<関係法令・通知文等>

地方公務員法

(欠格事項)

第16条 次の各号の一に該当する場合は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

2 禁錮以上の刑に処され、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(降任、免職、休職等)

第28条

4 職員は、第16条各号(第3号を除く。)の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。

(懲戒)

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職、又は免職の処分をすることができる。

1 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

道路交通法

(酒気帯び運転等の禁止)

第65条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

第117条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

1 第65五条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔つた状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。)にあつたもの

刑法

(危険運転致死傷)

第208条の2 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで四輪以上の自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。

2 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、前項と同様とする。赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で四輪以上の自動車を運転し、よって人を死傷させた者も、同様とする。

(業務上過失致死傷等)

第211条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準(平成18年10月31日 教育長通知)

(3) その他の交通違反

スピード違反(速度超過違反)と無免許運転は、飲酒運転と並んで交通3悪と言われており、死亡事故につながりかねない危険な行為である。その他の交通違反についても、車を運転する者が法を犯す行為であり、法を遵守すべき公務員としてふさわしくない行為である。交通安全教育を推進する立場にある者として、交通法規の遵守に努め、交通事故の根絶を期し、安全運転を心がける必要がある。

【事例】

A教諭は、自動車を運転し、法定速度時速60kmのところを時速110kmで走行し、自動速度取締機に検知され、道路交通法第22条違反により検挙された。

<問われる責任>

(1) 身分上の責任(考えられる懲戒処分等)

戒告(地公法第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、
地公法第33条 信用失墜行為の禁止)

教職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準

2 基準

(3) 著しい速度超過違反により、交通事故を起こした教職員は停職、減給又は戒告とする。この場合において、人を死亡させ、又は重傷を負わせた教職員は、免職又は停職とする。

(2) 行政責任(道路交通法による)

運転免許証の違反点数: 12点

90日間の免許停止処分(過去3年間行政処分歴がない場合)

(3) 刑事責任

道路交通法違反により懲役又は罰金

(4) 民事責任

人身事故を伴った場合は、被害者に対して、車両の修理費や治療費、慰謝料等の損害賠償責任を負う。

<他の事例>

自動車を運転中、指定速度が時速40kmのところを時速75kmで走行し、(35km/h超過)指定速度違反で検挙された。

運転免許が失効しているのに気付かず、自動車を運転し、警察に検挙された。

<参考1> 教職員及び事務局職員の交通違反による過去の懲戒処分件数

18年度 停職9月(無免許運転) 1件

停職3月(無免許運転) 3件

19年度 戒告(速度超過) 1件

<関係法令・通知文等>

地方公務員法

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

道路交通法

(最高速度)

第22条 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

第118条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

1 第22条(最高速度)の規定の違反となるような行為をした者

(無免許運転の禁止)

第64条 何人も、第84条第1項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで(第90条第4項、第103条第1項若しくは第3項、第103条の2第1項、第104条の2の3第1項又は同条第3項において準用する第103条第3項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。)自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

(罰則 第117条の4第2号)

第117条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

2 法令の規定による運転の免許を受けている者(第107条の2の規定により国際運転免許証等で自動車等を運転することができることとされている者を含む。)でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで(法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。)又は国際運転免許証等を所持しないで(第88条第1項第2号から第4号までのいずれかに該当している場合、又は本邦に上陸した日から起算して滞在期間が1年を超えている場合を含む。)運転した者

道路交通法施行令

(最高速度)

第11条 法第22条第1項の政令で定める最高速度(以下この条、次条及び第27条において「最高速度」という。)のうち、自動車及び原動機付自転車が高速自動車国道の本線車道(第27条の2に規定する本線車道を除く。次条第3項において同じ。)以外の道路を通行する場合の最高速度は、自動車にあつては60キロメートル毎時、原動機付自転車にあつては30キロメートル毎時とする。

職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準(平成18年10月31日 教育長通知)

4 個人情報の不適切な取扱い（漏えい）について

学校が保有する個人情報については、個人情報の保護に関する関係法令及び各地方公共団体の条例等に基づき、適正な取扱いが求められている。

児童生徒や保護者等に係る大量の個人情報を取り扱う者として、当該情報の管理の重要性を認識し、パソコンなどに保存された電磁的記録であるか紙による記録であるかを問わず、当該情報の保管管理に十分注意を払うとともに、当該情報が盗難にあつたり、ファイル交換ソフト等を介して流出したりすることのないよう注意する必要がある。

【事例】

A教諭は、個人情報の持ち出しを上司の許可を得ず、生徒の成績が入ったUSBメモリーをバッグに入れ、持ち運んでいた。ある日、そのバッグを車の座席に置き、駐車場に駐車していたところ、車上荒らしに会い、バッグを盗まれた。

<問われる責任>

(1) 身分上の責任（考えられる懲戒処分等）

戒告（地公法第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、
地公法第34条 秘密を守る義務）

(2) 民事責任

個人情報が漏えいしたことに対して、相手方から賠償を請求されることがある。

<他の事例>

成績などの個人情報は鍵のかかる場所に保管することが決められていたにもかかわらず、鍵のかからない机の中に入れておいたために、紛失した。

送付先のあて名を十分確認せず、成績票を送付したために、生徒の成績が漏えいした。

<関係法令・通知文等>

地方公務員法

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第32条 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（秘密を守る義務）

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（罰則）

第60条 第34条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する。

個人情報の保護に関する法律

(地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第11条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

香川県個人情報保護条例

(職員の義務)

第10条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

5 公金等の不正処理について

教職員は、公金（県費・市町費等）や学校徴収金、PTA会計、部活動費等を扱う立場にあり、このような公金や公物を取り扱う際には最善の注意を払うことが求められている。それを紛失・毀損したり、不適正な処理・使用をするようなことはあってはならない。もし、そのようなことがあれば地方公共団体に損害を与えるだけでなく、学校に対する信用を大きく損なうものである。

公金等の取扱いについては、管理体制に不備等がないか適宜点検、見直し、その改善に努める必要がある。

【事例】

A教諭は、部活動の遠征旅費を申請した際、遠征計画を1泊2日として申請して旅費を受給したが、実際には公共交通機関を使わず、自分で車を運転し、宿泊もせず日帰りし、旅費を不正に受給していた。

<問われる責任>

(1) 身分上の責任（考えられる懲戒処分等）

戒告（地公法第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、
地公法第33条 信用失墜行為の禁止）

(2) 民事責任

民法の規定に基づいて損害賠償請求されることになる。

(3) 刑事責任

状況によるが刑事責任を問われることもある。

<他の事例>

通勤の経路、距離を偽り、通勤手当を不正に受給していた。

学級費、部活動費と自分の金銭との区別が不明な状態になり、一部を私的に流用した。

知り合いのお店に頼んで架空の領収書を作成し、部活動費の一部を使い込んでいた。

<関係法令・通知文等>

地方公務員法

（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）

第32条 職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

刑法

(私文書偽造等)

第159条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

2 他人が押印し又は署名した権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前2項に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(横領)

第252条 自己の占有する他人の物を横領した者は、5年以下の懲役に処する。

2 自己の物であっても、公務所から保管を命ぜられた場合において、これを横領した者も、前項と同様とする。

(業務上横領)

第253条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10年以下の懲役に処する。

チェックシート（体罰について）

教職員用

No	項 目	A	B	C
1	体罰は学校教育法で禁止されている行為であることを認識している。			
2	体罰は児童生徒の人格を侵害する行為であることを認識している。			
3	部活動の指導は、勝利至上主義に陥ることなく、生徒の願いにこたえられるよう努めている。			
4	「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」などの通知文を理解している。			
5	児童生徒の指導は感情的にならず、教育的配慮をもって行っている。			
6	時には力による指導が必要だという意見には毅然と反論できる。			
7	指導上の課題が多い児童生徒には、厳しく指導するタイプの同僚に任せきりにせず組織で対応している。			
8	体罰を目撃したら速やかに止めたり管理職に報告することができる。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

管理職用

No	項 目	A	B	C
1	体罰禁止の趣旨を日頃から周知徹底している。			
2	研修等を通して、教職員が体罰によらない児童・生徒指導の在り方を身に付けられるように努めている。			
3	相談窓口について、児童生徒への周知を徹底し、気軽に相談できる体制ができている。			
4	児童生徒が何でも話せるよう教育相談体制の充実に努めている。			
5	一部の教員だけに任せきりにせず、組織で対応する体制ができている。			
6	体罰を行ったり、体罰が行われていることを知ったときに、管理職へ報告、連絡、相談する体制ができている。			
7	教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができる職場環境作りに努めている。			
8	心の健康の重要性を認識し、教職員のメンタルヘルスの保持に取り組んでいる。			
9	子どもや地域の実態等を踏まえ、学校・家庭・地域の連携のもと、学校の規則や生徒心得等の見直しをしている。			
10	いつでも保護者や地域住民が訪問できる環境整備に努め、開かれた学校となっている。			
11	事件の再発を防ぐため、転任等の際には情報の引き継ぎを適切に行っている。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

チェックシート（セクシュアル・ハラスメントについて）

教職員用

No	項 目	A	B	C
1	相手が嫌がったり、不快に思ったらセクハラになることを理解している。			
2	相手がどう思うかにかかわらず、まわりの者が見ていて不快に感じた場合にも成立することを理解している。			
3	個人間、男女間、世代間で受け止め方に大きな差があることを認識している。			
4	児童生徒は明確な意思表示をできないことを理解している。			
5	児童生徒の指導は相手の立場に立って考え、教育的配慮をもって行っている。			

（ A : はい B : どちらともいえない C : いいえ ）

管理職用

No	項 目	A	B	C
1	教育委員会において策定されている「学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する方針」を周知徹底している。			
2	「セクシュアル・ハラスメント等に係る懲戒処分の基準」について周知徹底している。			
3	「運動部（体育）活動におけるセクシュアル・ハラスメントについて」を周知徹底している。			
4	研修会を実施し、セクシュアル・ハラスメントに対する認識を深めている			
5	セクハラは、相手が嫌がったり、不快に思ったらセクハラになることを教職員に理解させている。			
6	相手がどう思うかにかかわらず、まわりの者が見ていて不快に感じた場合にも成立することを周知している。			
7	セクハラ相談窓口について、児童生徒への周知を徹底し、気軽に相談できる体制になっている。			
8	教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができる職場環境作りに努めている。			
9	心の健康の重要性を認識し、教職員のメンタルヘルスの保持に取り組んでいる。			
10	準備室や利用の少ない教室など、校内の目の届きにくい箇所を把握し、管理できている。			
11	異性の児童生徒への個別指導を行う際に、相談者と同性の職員を同席させたり、複数の教職員で対応するように配慮できている			
12	類似の事件の再発を防ぐために転任等の際には人事情報の引き継ぎを適切に行っている。			

（ A : はい B : どちらともいえない C : いいえ ）

チェックシート（わいせつな行為について）

教職員用

No	項 目	A	B	C
1	勤務時間外における私的な行動においても、自らの行動が誤解や批判を受けるとのならないよう厳しく律した言動に努めている。			
2	児童生徒に対する日頃の言動が適切なものであるか常に確認している。			
3	自分の言動が、児童生徒、保護者のみならず、県民の教育に対する信頼に影響を及ぼすものであることをしっかり自覚している。			
4	児童生徒を性的対象として見たりすることは決してない。			
5	刑法では、13歳未満の児童に対しては、たとえ、合意があっても強制わいせつ罪になることを知っている。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

管理職用

No	項 目	A	B	C
1	わいせつ事案に関する法令（刑法、軽犯罪法、ストーカー行為等の規制等に関する法律、香川県青少年保護育成条例等）の内容について、教職員に周知している。			
2	教職員の模範として、自らの行動を厳しく律し、所属教職員に対して日頃から厳正に指導を行っている。			
3	所属教職員が悩み事や生活態度の乱れ等から、不正行為を起こすことのないよう教職員とのコミュニケーションに努め、適切な助言、指導を行っている。			
4	不祥事防止に関する校内研修計画を作成、実施し、教職員のモラルを向上させるための具体的な取組を行っている。			
5	相談窓口について、児童生徒への周知を徹底し、気軽に相談できる体制になっている			
6	教職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができる職場環境作りに努めている。			
7	心の健康の重要性を認識し、教職員のメンタルヘルスの保持に取り組んでいる。			
8	準備室や利用の少ない教室など、校内の目の届きにくい箇所を把握し、管理できている。			
9	勤務時間外といえども所属教職員が犯罪を犯した場合は、管理監督責任を問われることを知っている。			
10	類似の事件の再発を防ぐために転任等の際には人事情報の引き継ぎを適切に行っている。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

チェックシート（交通事故・交通違反について）

教職員用

No	項 目	A	B	C
1	人身事故については、被害者の心身に苦痛を与えるのみならず、加害者として事故処理に多大の労力、経済的負担を要し、職務に影響を与えることもあるとともに公務員として信用を傷つける非行であることを認識している。			
2	「職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準」を理解している。			
3	率先して交通ルールを守り、安全運転に努めている。			
4	自動車運転過失致死（傷）罪等で禁錮以上の刑（執行猶予も含む）に処せられたときは失職することを理解している。			
5	交通3悪について理解している。			
6	交通事故の当事者となったときは、加害・被害を問わず、速やかに報告しなければならないことを理解している。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

管理職用

No	項 目	A	B	C
1	「職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準」について教職員に周知徹底している。			
2	教職員が事故を起こした場合、速やかに市町教育委員会（県立学校の場合は県教育委員会）に報告するとともに、教職員に対して指導・助言を行っている。			
3	所属教職員が疲れや悩み等から、交通事故等を起こすことのないよう教職員とのコミュニケーションに努め、適切な助言、指導を行っている。			
4	交通事故・違反防止に関する校内研修を実施し、教職員のモラルを向上させるための具体的な取組を行っている。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

チェックシート（飲酒運転について）

教職員用

No	項 目	A	B	C
1	「職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準」を理解している。			
2	たとえ微量であっても、飲酒したら絶対に車を運転しないという強い意志を持っている。			
3	飲酒する会場に車両等で行かないようにしている。			
4	やむを得ず、飲酒する会場に車両等で行った場合、他の人に自分は車両等で来ていることを告げたり、事前に迎えに来るように家族等に連絡をとったりするなど、誤って車両等を運転して帰らないように対策をとっている。			
5	会合で人に酒を勧めるとき、相手が車両等を運転しないことを確認している。			
6	深夜まで飲酒した時は、翌日、車両等を運転しないようにしている。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

管理職用

No	項 目	A	B	C
1	「職員の交通事故及び違反に係る懲戒処分の基準」について教職員に周知徹底している。			
2	飲酒運転の根絶を含め、交通事故・違反防止に関する校内研修を実施し、教職員のモラルを向上させるための具体的な取組を行っている。			
3	教職員が事故を起こした場合、速やかに市町教育委員会（県立学校の場合は県教育委員会）に報告するとともに、教職員に対して指導・助言を行っている。			
4	職場の歓送迎会・親睦会など飲酒を伴う会合を行う際には、飲酒運転をすることのないよう事前指導を徹底している。			
5	職場の歓送迎会・親睦会など飲酒を伴う会合を行う際、すべての教職員について、どのような交通手段で会場に来ているか、また、どのような手段で会場から帰る予定なのか把握するようにしている。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

チェックシート（個人情報の不適切な取扱い（漏えい）について）

教職員用

No	項 目	A	B	C
1	児童生徒・保護者に関する情報は個人情報であり、法令に基づく守秘義務があることを認識している。			
2	個人情報を取り扱う際には、個人情報が盗難や紛失により漏えいすることのないよう慎重に行っている。			
3	個人情報を目的以外には使用していない。			
4	個人情報をやむを得ず持ち出す場合には、管理職への報告等決められた手続を守っている。			
5	机の上等に個人情報をそのまま放置するようなことはしていない。			
6	個人情報の入った文書等は、鍵のかかる場所に保管している。			
7	シュレッダーや焼却処分をする際には、処分していい情報かどうか再確認した上でやっている。			
8	個人情報が入った文書を発送する際には、あて先を確認してやっている。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

管理職用

No	項 目	A	B	C
1	個人情報の保護に関する法律や香川県（市町）個人情報保護条例の趣旨を理解し、教職員に周知徹底している。			
2	個人情報の管理等について校内研修を実施している。			
3	学校全体の情報管理に関する規程等を策定し、管理体制を確立している。			
4	個人情報の保管状況について定期的に点検している。			
5	保存期間を過ぎた個人情報は適切に処理・廃棄している。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

チェックシート（公金等の不正処理について）

教職員用

No	項 目	A	B	C
1	自分が担当している学校徴収金の出納については、いつでも報告できるように通帳等関係書類に記録し、整理できている。			
2	学校徴収金の通帳や通帳に使用する印鑑は、厳重に保管している。			
3	業者を選定する際には、業者から見積もりを徴収するなどして、合理的に決定している。			
4	現金の取扱いについては、原則として収納日当日に指定金融機関に払い込むようにしている。			
5	公金や学校徴収金を一時的に流用したことはない。			
6	業者への支払いは速やかに行っている。			
7	単年度ごとに会計処理し、責任者の点検を受けて、残金は適正に処理している。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

管理職用

No	項 目	A	B	C
1	公金や学校徴収金について適正に取り扱うよう教職員に指導している。			
2	適正な手続きによって業者を選定している。			
3	納入業者等から何らかの利益を得ていない。			
4	定期的に学校徴収金等の執行状況をチェックしている。			
5	会計処理については複数の教職員がチェックできるようになっている。			
6	単年度ごとに会計処理し、PTAや保護者等に報告できている。			
7	関係書類は規則等に基づき、きちんと保管している。			

（A：はい B：どちらともいえない C：いいえ）

參考資料

写

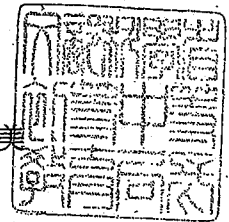
18文科初第1019号

平成19年2月5日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
殿
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

銭谷 眞美



(印影印刷)

問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）

いじめ、校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動は、依然として極めて深刻な状況にあります。

いじめにより児童生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が相次いでおり、児童生徒の安心・安全について国民間に不安が広がっています。また、学校での懸命な種々の取組にもかかわらず、対教師あるいは生徒間の暴力行為や施設・設備の毀損・破壊行為等は依然として多数にのぼり、一部の児童生徒による授業妨害等も見られます。

問題行動への対応については、まず第一に未然防止と早期発見・早期対応の取組が重要です。学校は問題を隠すことなく、教職員一体となって対応し、教育委員会は学校が適切に対応できるようサポートする体制を整備することが重要です。また、家庭、特に保護者、地域社会や地方自治体・議会を始め、その他関係機関の理解と協力を得て、地域ぐるみで取り組めるような体制を進めていくことが必要です。

昨年成立した改正教育基本法では、教育の目標の一つとして「生命を尊ぶ」こと、教育の目標を達成するため、学校においては「教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことが明記されました。

いじめの問題への対応では、いじめられる子どもを最後まで守り通すことは、児童生徒の生命・身体の安全を預かる学校としては当然の責務です。同時に、いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめは絶対に許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であることを認識させる必要があります。

さらに、学校の秩序を破壊し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、適切な措置を講じることが必要です。

このため、教育委員会及び学校は、問題行動が実際に起こったときには、十分な教育的配慮のもと、現行法制度下において採り得る措置である出席停止や懲戒等の措置も含め、

毅然とした対応をとり、教育現場を安心できるものとしていただきたいと思います。

この目的を達成するため、各教育委員会及び学校は、下記事項に留意の上、問題行動を起こす児童生徒に対し、毅然とした指導を行うようお願いいたします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導願います。

記

1 生徒指導の充実について

- (1) 学校においては、日常的な指導の中で、児童生徒一人一人を把握し、性向等についての理解を深め、教師と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じてきめ細かな指導を行う。また、全教職員が一体となって、児童生徒の様々な悩みを受け止め、積極的に教育相談やカウンセリングを行う。
- (2) 児童生徒の規範意識の醸成のため、各学校は、いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確化したものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努め、全教職員がこれに基づき一致協力し、一貫した指導を粘り強く行う。
- (3) 問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。

2 出席停止制度の活用について

- (1) 出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、各市町村教育委員会及び学校は、このような制度の趣旨を十分理解し、日頃から規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等を粘り強く行う。
- (2) 学校がこのような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対し、正常な教育環境を回復するため必要と認める場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置を採ることをためらわずに検討する。
- (3) この制度の運用に当たっては、教師や学校が孤立することがないように、校長をはじめ教職員、教育委員会や地域のサポートにより必要な支援がなされるよう十分配慮する。

学校は、当該児童生徒が学校へ円滑に復帰できるよう学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、読書等の課題をさせる。

市町村教育委員会は、当該児童生徒に対し出席停止期間中必要な支援がなされるように個別の指導計画を策定するなど、必要な教育的措置を講じる。

都道府県教育委員会は、状況に応じ、指導主事やスクールカウンセラーの派遣、教職員の追加的措置、当該児童生徒を受け入れる機関との連携の促進など、市町村教育委員会や学校をバックアップする。

地域では、警察、児童相談所、保護司、民生・児童委員等の関係機関の協力を得たサポートチームを組織することも有効である。

- (4) その他出席停止制度の運用等については、「出席停止制度の運用の在り方について」(平成13年11月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知)による。

3 懲戒・体罰について

- (1) 校長及び教員(以下「教員等」という。)は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。
- (2) 体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。また、このことが、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持ってない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もなされている。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害(殴る、蹴る等)、肉体的苦痛を与える懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等)である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。
- (3) 懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」(昭和23年12月22日付け 法務庁法務調査意見長官回答)等が過去に示されており、教育委員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し、生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」(別紙)を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。

(別紙)

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたものの(昭和56年4月1日東京高裁判決)、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたものの(昭和60年2月22日浦和地裁判決)などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
 - 放課後等に教室に残留させる(用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる)。
 - 授業中、教室内に起立させる。
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

(6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

2 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

(1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。

(2) 他方、授業中、児童生徒を教室内に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。

(3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。

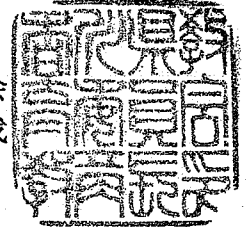
(4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。



10教義発第286号
平成10年7月13日

各市町教育委員会教育長
殿
各 県 立 学 校 長

香川県教育委員会
教育長 金森 越哉



児童・生徒に対する体罰の根絶について（通知）

児童・生徒に対する体罰は、学校教育法により厳に禁止されているものであり、いついかなる場合にも、決してあってはならない行為であります。

このことについては、これまでも「児童・生徒に対する体罰の禁止について」（平成3年12月21日付け3教義発第427号）の通知をするなど、繰り返し指導してきたところでありますが、依然として教員による体罰事件が発生していることは、誠に遺憾であります。

体罰は、法律違反となることはもとより、教員に対する社会の信頼を損なうものであり、ひいては学校教育全体に対する不信を招くこととなる行為であります。

貴職におかれては、特に下記の事項に留意され、体罰の根絶についての指導を徹底するようお願いいたします。

なお、各市町教育委員会にあっては、このことを管下の各学校に通知し、この趣旨を徹底させるようお願いいたします。

記

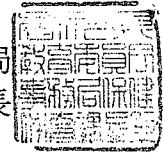
- 1 児童・生徒の指導においては、何よりも深い愛情を持ち、正しい児童・生徒理解に立って信頼関係を築き、心で受けとめる対応が大切であり、指導の手段として体罰を用いることは、教員としての責務を自ら放棄するものであること。
- 2 児童・生徒に懲戒を行う場合には、教育上の必要に基づいて適切な配慮のもと、慎重かつ厳正になされることが必要であり、いやしくも一時の感情に支配されて軽率な行為をするようなことがあってはならないこと。
- 3 各学校においては、教員の常日ごろの児童・生徒に対する指導状況を把握し、必要に応じて個別の適切な指導を行うなど、体罰が起きないように具体的な対応を図ること。
- 4 運動部の指導においては、大会で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いたり体罰的行為を招くことがないように、校長をはじめ運動部の担当教員などによる指導組織を確立し、連携を図りながら、活動状況等の実態を十分掌握すること。



13 教保発第 2223 号
平成 13 年 7 月 16 日

各市町（学校組合）
教育委員会教育長 殿

香川県教育委員会事務局
保健体育課長



運動部（体育）活動における体罰、セクシュアル・ハラスメントの
防止について（通知）

学校における体罰、セクシュアル・ハラスメントの防止については、これまでも、教育に携わる者として絶対にあってはならないこととして、十分指導を徹底するようお願いしてきたところであります。

運動部活動においては、成績を上げることを過度に期待されたり、密接な人間関係により指導が行なわれるなど、教科や特別活動などの通常の指導場面以上に、生徒への体罰やセクシュアル・ハラスメントの防止に注意しなければなりません。そこで、この度、県立学校長に対して別添のとおり通知し、このことについて、教職員への指導を徹底するようお願いしたところであります。

つきましては、総合体育大会や合宿、県外遠征等が多く予定される夏休みを迎えるにあたり、貴教育委員会において定めている方針に基づき、別添の通知を参考にしていただき、貴管下の中学校長に周知し、校長に職員会等を利用して所属教職員への指導を徹底するよう御指導をお願いします。

運動部（体育）活動における体罰の防止について

生徒に対する体罰は、学校教育法により厳に禁止されているものであり、いついかなる場合にも決してあってはならない行為である。

平成10年度に県教委で行った調査によると、香川県内で過去5年間に発生した体罰のうち、約20%が運動部活動中において発生している。全国調査でも同様の結果がでている。このように運動部活動中に体罰が多く発生する背景として、「スポーツの指導には厳しさがつきもの、時には鉄けん制裁等で体でわからせることも必要」といった通念が、いつのまにか体罰も仕方がないことといった容認論となっていることがあるといわれている。

指導者である教員は、こうした認識は誤ったものであり、決して体罰的な行為を招くことのないよう厳に戒め、生徒及び保護者の信頼関係の上に立って、運動部活動の趣旨が十分に反映できるよう努めなければならない。

1 法律による体罰の禁止

学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認められるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 運動部活動の意義

運動部活動とは、学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、教師（顧問）の指導のもとに、主に放課後などにおいて自発的・自主的に運動やスポーツを行うものである。

つまり、運動部活動は、生徒が自主的・自発的に活動を組織し、展開することに一つの本質を有しており、指導者は、生徒の個々の生徒の個性を把握し、理解し、その願いにこたえられるよう努めていくことが求められる。

3 体罰になり得る行為

(1) 身体に対する侵害

- ・ なぐる・ける・たたくなど

(2) 罰として肉体的苦痛を与えるような行為

- ・ 端座・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなど
- ・ ランニング・トレーニングを必要以上に強要するなど

(3) 精神的苦痛を与えるような行為

精神的な苦痛は、身体にも影響を及ぼすことを考えると体罰となる得ることがある。

- ・ 人権を無視した暴言を発するなど
- ・ 活動に参加させなかったり、無視したりするなど

4 体罰根絶のための心得（平成10年7月13日付け10教義発第286号の教育長通知より）

(1) 児童・生徒の指導においては、何よりも深い愛情を持ち、正しい児童・生徒理解に立って信頼関係を築き、心で受けとめる対応が大切であり、指導の手段として体罰を用いることは、教員としての責務を自ら放棄するものであること

(2) 児童・生徒に懲戒を行う場合には、教育上の必要に基づいて適切な配慮のもと、慎重かつ厳正になされることが必要であり、いやしくも一時の感情に支配されて軽率な行為をすることがあってはならないこと

(3) 各学校においては、教員の常日ごろの児童・生徒に対する指導状況を把握し、必要に応じて個別の適切な指導を行うなど、体罰が起きないように具体的な対応を図ること

(4) 運動部の指導においては、大会で勝つことのみを重視し、過重な練習を強いたり体罰的行為を招くことがないよう、校長をはじめ運動部の担当教員などによる指導組織を確立し、連携を図りながら、活動状況等の実態を十分掌握すること

運動部（体育）活動におけるセクシュアル・ハラスメントの防止について

1 学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する方針

学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止については、県教育委員会において、「学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針」（平成12年2月1日）を策定し、各学校において、本方針（市町立学校にあたっては、本方針を参考に策定した各市町教育委員会の方針）の趣旨を徹底し、セクシュアル・ハラスメントの未然防止に努めることとしている。

2 運動部（体育）活動におけるセクシュアル・ハラスメントについて

運動部（体育）活動は、教育活動の中であって、体力の向上や健康の増進を図る重要な活動である。その活動においては、指導上必要な身体への接触や露出の多い服装の着用等、他の教育活動とは異なる特殊な状況が生じるため、生徒と指導者との信頼関係のもと、適切な指導が行われるよう配慮する必要がある。

運動部（体育）活動におけるセクシュアル・ハラスメントとは、指導者が生徒を不快にさせる性的な言動のことである。指導者は、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動がないかどうか、常に自らの行動を律し、確認することが求められる。

また、「これくらいなら、指導者と生徒の関係で許される」という指導者の勝手な思い込みからセクシュアル・ハラスメントとして問題になることが考えられる。また、生徒が納得しても、保護者の立場に立つと納得できない状況もあることを十分に認識し、その指導にあたっては、事前にその方法や効果、ねらい等について十分説明し、理解を得ておくことが大切である。

3 運動部（体育）活動において、セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

(1) 性的な内容の発言関係

① 性的な欲求に基づくもの

- ・ 身体的特徴や性的な関心を話題にすること
- ・ 猥褻な発言をすること

② 性別をもとに差別しようとする意識等に基づくもの

- ・ 「男のくせに…」 「女のくせに…」 などと発言すること
- ・ 容姿、体型等により生徒の嫌がるニックネームでよぶこと

(2) 性的な行動関係

① 身体接触を伴う技術指導

- ・ 本人や周囲の者が不快に感じる姿勢での接触
- ・ 必要以上の長時間の接触

② 生徒の体を執拗にながめ回す行為

(3) 特別扱いが男女の関係を想起させる行為

① 他の生徒とは異なった不適切な時間や場所で特別に個別指導をすること

(4) VTR等視聴覚機器を使用した指導は、長所や短所を理解させる上で非常に有効な指導手段である。しかし、撮影方法や内容、指導意図について生徒が十分理解できるよう事前に説明し、実際にそれを使用して指導に役立てるようにしなければセクシュアル・ハラスメントと疑われる可能性がある。



18教総第20816号
平成19年1月25日

各所属長 } 殿
各県立学校長 }

教 育 長
(公印省略)

教職員の綱紀の保持について

県教育委員会では、昨年末に必履修科目の未履修問題やわいせつ行為、運転免許証の期限切れ等による懲戒処分を行ったことにより、平成18年度の懲戒処分件数は、年度途中にもかかわらず過去10年で最も多くなっています。

極めて憂慮すべき事態となっておりますが、もし不祥事が今後も繰り返されることになれば、県民の方々は、個々の関係職員の問題から、学校や教職員全体に何か問題があるのではないかと考えるようになる懸念さえないとは言えません。

日々のニュースの動きなどから気付いているかもしれませんが、ここ数年来、企業倫理や法令遵守（コンプライアンス）に対する意識が高まっています。まして、教育に携わる教職員に対して、社会がより高い職業倫理と法令遵守を求めることは当然のことと受け止める必要があります。たった一人の無責任な行動、安易な判断が、教育全体に対する信頼を損なわせ、一生懸命取り組んでいる大多数の教職員の努力を無にしていまいかねません。

教職員一人ひとりが、こうしたことを十分認識し、改めて自らを再点検し、責任ある行動をとる必要があります。

なお、言うまでもないことですが、万一何か問題が起こった場合に、それを隠すとか対応が遅れたなら問題を一層大きくすることになるのは明らかです。問題が起こった場合には、包み隠すことなく速やかに真摯に対応することの重要性も認識しておくことが大切です。

信頼回復は、教職員一人ひとりにかかっています。自覚ある行動によって課せられた義務を遂行し、所属教職員の綱紀が厳正に保持されるよう指導を徹底してください。